多頭飼育問題の早期発見・解決に向けた福祉関係機関等との連携について

## 1 多頭飼育問題について

近年、自分の飼養能力を超える多数の犬猫を所有し、適正な飼養が困難な状況に陥る「多頭飼育問題」が社会的な問題になっており、動物愛護センター管内においても実例が増えている。

多頭飼育化する飼い主の多くは、生活困窮や社会的孤立により社会福祉的支援を必要とする場合が多いことから、多頭飼育問題の予防と解決には、動物愛護センターと社会福祉関係機関が連携して対応することが必要となる。

- 2 社会福祉関係機関との連携に係る取り組みについて
  - (1) 連携先
    - ア 市町村の社会福祉関係部局や地域包括支援センター
    - イ 県及び各市町村の社会福祉協議会
  - (2) 目的
    - ア 社会福祉関係者に対する犬猫の繁殖特性など飼養管理に関する知識の普及啓 発
    - イ 多頭飼育問題の解決による飼い主等の福祉の改善
  - (3) 連携内容
    - ア 動物愛護センターから社会福祉関係機関へ
      - (ア) 社会福祉関係担当者等が主催する会議・研修会等への参加 多頭飼育問題への関心と理解を深める機会を提供すべく、動物愛護センター 職員が、社会福祉関係担当者等が主催する会議・研修会等へ参加し当該問題に ついての説明を行う。
      - (イ) 社会福祉関係機関向け出前講座の開催
    - イ 社会福祉関係機関から動物愛護センターへ
      - (ア) 不適切な犬猫の飼養管理状況に関しての情報提供
      - (イ)(ア)の状態にある飼い主への指導助言に関する協力

## 3 課題

令和6年度から本格的に始めた取り組みであるため、出前講座の開催及び会議等への参加実績はまだ多くない。全県で一丸となった連携を推し進めていくためにも、関係機関への啓発により一層力を入れ、多頭飼育問題の早期発見と早期解決の重要性について認識の共有を図っていく必要がある。